

# 指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定を受けた方が対象となります。

## 1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人 隆徳会（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）サニーヒル板橋（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。利用者には、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定介護福祉施設サービスを提供します。

## 2 事業者（法人）の概要

事業者番号	第 1371911437 号
事業者（法人）	社会福祉法人 隆徳会
所在地	〒238-0316 神奈川県横須賀市長井6-21-7
代表者	理事長 山崎 美香
設立年月日	1996年11月11日
電話番号	046-855-3032

## 3 施設の概要

### (1) 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム サニーヒル板橋
所在地	〒174-0061 東京都板橋区大原町6-8
施設長	山崎 美香
開設年月日	2019年8月1日
定員	118名（短期入所11名含む）
電話番号	03-5939-8832
F A X 番号	03-5939-8837
第三者評価	2023年度 株式会社地域計画連合（機構02-002）

### (2) 設備の概要

居室	個室 1人部屋（118室）
----	---------------

食堂	10箇所 各フロア2箇所 利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を設けます。
浴室	11室 一般浴槽・特殊浴槽
医務室	1室 利用者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
面談室	1室 相談などを行えます。

#### 〈居室の変更〉

下記に該当する場合は、利用者及び代理人との協議の上実施するものといたします。  
利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

#### (3) 施設の従業者体制（併設短期入所生活介護含む）

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	2名以上
介護職員	介護業務	33名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	3名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1名以上

#### (4) 営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	事務所：9時00分 ～ 17時30分（玄関施錠） 電 話：8時00分 ～ 18時00分

### 4 施設サービスの概要

#### (1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。  
別紙「利用料金表」をご確認ください。

種 類	内 容
施設サービス 計画の作成	施設サービス計画を作成します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。</li> <li>施設サービス計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項</li> </ul>

	<p>を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設は、原則として6月に1回以上、若しくは利用者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。</li> <li>施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、利用者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。</li> </ul>
介 護	<p>利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT 機器 眠りコネクトでの見守り・巡視確認を行っております。</li> <li>入浴又は清拭は週2回以上行います。</li> <li>適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。</li> <li>おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。</li> <li>褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。</li> <li>その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。</li> </ul>
食 事	<p>栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。</p> <p>【食事時間】 朝食 8時00分～10時00分  昼食 12時00分～14時00分  夕食 18時00分～20時00分</p>
相談及び援助	<p>常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。</p>
社会生活上の 便宜	<p>施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活を営むために必要な行政手続きについて、利用者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで変わって行います。</li> <li>常に利用者のご家族との連携を図るとともに、利用者のご家族との交流の機会を確保するように努めます。</li> <li>利用者の外出の機会を確保するように努めます。</li> </ul>
機能訓練	<p>機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。</p>
栄養管理	<p>利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、利用者の栄養管理を計画的に行います。</p>
口腔衛生の	<p>歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生管</p>

管理	理を計画的に行います。
健康管理	医師又は看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

## (2) 介護保険給付対象外サービス

施設は利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

### ① 特別な食事

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

### ① 貴重品の管理

貴重品の管理を行っておりません。各自での管理をお願いいたします。

### ③ 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

### ④ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

### ⑤ 訪問マッサージ・フットケア

月に数回業者出張によるサービスをご利用いただけます。

### ⑥ 感染症予防対策

利用者及び代理人、ご家族の意向を確認し、予防接種を行います。

## 5 利用料等

### (1) 基本施設サービス費、加算・減算

別紙「利用料金表」によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計額をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

※別紙「利用料金表」参照

お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

### (2) その他の費用

#### ① 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1日当たり 1,850円 (朝410円、昼770円、夜670円)

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、特別な場合を除いて実際に取った食数にかかわらず1日当たり

の額とします（全ての食事を取らない場合を除く。）

② 居住に要する費用

基本料金 入所・退所の時間にかかわらず1日当たり 2,860円

③ 利用者又は代理人が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者又は代理人が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

⑤ 理美容代

実費

⑥ 訪問マッサージ・フットケア

実費

⑦ 契約書第5条に定める所定の料金

利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日当たり13,000円）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2月前までにご説明します。

⑧ その他

ア 生活支援費

利用者又は代理人の依頼を受け、立替金の管理として、月当たり1,800円を預かり金契約書に基づきご負担いただきます。

イ その他

- ・利用者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用  
材料実費
- ・サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額  
1複写につき 白黒 10円 カラー 50円
- ・インフルエンザ予防対策  
実費

〈居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

令和6年8月1日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。【令和6年7月31日まで】

※別紙「利用料金表」参照

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月中旬までにご請求いたしますので、請求された月の26日までに、

次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- ① 利用者又は代理人の銀行口座からの自動引き落とし
- ② 指定口座への現金振込み  
三菱 UFJ 銀行 神田駅前支店 普通1067281  
口座名義：フク) リュウトクカイ

## 7 施設を退所いただく場合等

### (1) 利用者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合  
上記に加え要介護1・2と判定された場合（但し、特例入所の要件に該当する場合を除く）。
- ② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者又は代理人から退所の申し出があった場合
- ⑥ 施設から退所の申し出を行った場合

### (2) 利用者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- ③ 利用者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合

#### (4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

- ① 入院の場合  
入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。
- ② 入院期間中は、短期入所で利用させて頂くことがあります。
- ③ 3月以内の退院が見込まれない場合  
3月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。この場合には、施設に再び優先的に入所することはできません。

#### (5) 円滑な退所のための援助

利用者が施設を退所する場合には、利用者の希望により、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

### 8 代理人等について（SS 重要事項説明書と同じにする）

- (1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人兼身元保証人の設定をお願いしています。
  - ① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
  - ② 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。
- (2) 代理人の職務は、次の通りとします。
  - ① 利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第4条に定める同意又は要請、同第8条3項、第10条3項、第20条1項、第21条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。
  - ② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。
- (3) 連帯保証人兼身元保証人の職務は次の通りとします。  
利用者と共に連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。  
利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。
- (4) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

- ① 連帯保証人の負担は、極度額300万円を限度とします。
- ② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人が死亡したときに、確定するものとします。
- ③ 事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- ④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

## 9 サービス利用に当たっての留意事項

### (1) ご来所の際

- ① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ② 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

### (2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

## 10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

## 11 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画や事業継続計画を作成し、それらに基づき、従業者等の訓練を行います。

## 12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない



理由について記録します。

#### 14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の人権擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

#### 15 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

#### 16 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：生活相談員

解決責任者：施設長

ご利用時間：月～日曜日 9時00分～17時00分

ご連絡先 電話番号 03-5939-8832 メール：itabashi.soudan@sunnyhill.or.jp

苦情受付ボックスを設置しています

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

- ・東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口

東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階

電話番号：03-6238-0177

- ・板橋区介護保険 苦情相談室

東京都板橋区板橋2-66-1

電話番号：03-3579-2079

## 17 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています（但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、医療機関での診察・治療を義務づけするものでもありません。）

### 【嘱託医師】

名称 医療法人社団 ときわ

住所 東京都北区赤羽二丁目69番6号 ベティ・ロロマ1階101号

診療科 内科

名称 赤羽田中クリニック

住所 東京都北区赤羽西1-39-6 ヴィルト10-201

診療科 精神科・神経科・心療内科

### 【協力医療機関】

名称 明理会中央総合病院

名称 日本大学医学部附属板橋病院

### 【協力歯科医療機関】

名称 医療法人社団あいゆう会 和光診療所

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 18 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設のサービスの提供の開始に当たり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

(署名又は記名・押印)

所在地 東京都板橋区大原町6-8  
施設名 特別養護老人ホーム サニーヒル板橋

施設長 山崎 美香

説明者 生活相談員

私は、利用契約書及び本書面により、事業者から指定介護福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者（契約者）>

住所

氏名

<代理人>

住所

氏名

<連帯保証人兼身元保証人>

住所

氏名